

鳥獣捕獲等許可申請書(法施行細則様式第1号)

記入例

様式第1号(第2条関係)

令和 〇 年 〇 月 〇 日

奥州市長 様

(郵便番号 023-8501)

実際に捕獲を
おこなう人。

住 所 奥州市〇〇〇〇一丁目1番地
ふりがな おうしゅう たろう
氏 名 奥州 太郎
電話番号 0197-24-1111

鳥 獣 捕 獲 等 許 可 申 請 書

鳥獣の捕獲等(鳥類の卵の採取等)の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

捕獲等を行う鳥獣又は採取等を行う鳥類の卵の種類及び数量	ハクビシン 3 頭
捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 目 的	農業被害・生活環境被害・その他(
捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 期 間	許可の日から 30 日間
捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 区 域	奥州市●●3番地地内
捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 方 法	わなによる捕獲
捕獲等又は採取等をした後の処置	一般廃棄物として焼却処分 自己の敷地内に埋没
学術研究を目的とする場合にあっては、研究の事項及び方法	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その場所の位置、名称及び理由又は猟区設定者の承認の有無	該当なし
狩猟免許を受けている場合	種 類 及 び 番 号
	免許を与えた都道府県 知 事 名
	交 付 年 月 日
銃器を使用する場合	猟銃・空気銃所持許可証番号
	交 付 年 月 日
備考	わなの貸し出しを 希望する ・ 希望しない

捕獲頭数を記入してください。
※上限なし。

原則として30日以内。

番地まで記入してください。

別の場所に放獣することのないよう、
責任をもって処分してください。

※太字箇所を記入もしくは選択してください。

※許可申請書受付窓口は、本庁生活環境課または各総合支所地域支援グループです。

他者から捕獲依頼を受けて申請(捕獲を実施)する場合、鳥獣捕獲等許可申請書の他に、有害鳥獣捕獲等依頼書の写しが必要です。

(様式第3号) (第5関係)

(被依頼者) **奥州 太郎** 様

依頼を受けて代わりに捕獲する人。

令和○年○月○日

依頼する人が記入してください。

※捕獲を他人に依頼する場合、この依頼書を作成してください。

住 所 **奥州市○○○○5番地**

職 業 **会社員**

氏 名 **岩手 一郎** (岩手)

(記名押印又は署名)

有 害 鳥 獣 捕 獲 等 依 頼 書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条の規定による有害鳥獣捕獲等下記により依頼します。

記

被依頼者	住 所	奥州市○○○○一丁目1番地
	職 業	農業
	氏 名	奥州 太郎
	生年月日	昭和 年 月 日
捕獲等(卵の採取等)を依頼する鳥獣の種類及び数量		ハクビシン 3 頭
区域又は場所		奥州市●●3番地地内
期 間		許可の日から 30 日間
被害の対象 (農作物名又は種類)		【例】 農作物(○○)被害の拡大防止 住宅(屋根裏)被害の未然防止
被害の態様(状況)		【例】 昨年から農作物被害があり、今後の被害拡大を防止するため。 住宅内に侵入し屋根裏をねぐらにし、糞や騒音の被害がある。
被害の程度 (減収量又は被害額等)		【例】 農作物(イチゴ数十個、りんご○○kg) 糞尿による悪臭 等
依頼する理由		有害鳥獣捕獲

記入例

市から捕獲許可を受けて交付された許可証は、効力を失った日から30日以内に許可申請をした窓口に返納するとともに、捕獲の実績を報告してください。

奥州市指令奥環第 号 令和〇年〇月〇日		有効期間 令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで	注 意 事 項			
許 可 証 (鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等)		記載されている有効期間を確認してください。				
奥州市長		1 この許可証は、捕獲等又は採取等に際しては必ず携帯しなければならない。				
住 所 奥州市●●一丁目1番地		2 公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。				
法人の名称		3 この許可証は、その効力を失った日から30日以内に、奥州市長に返納し、かつ、捕獲等又は採取等についての報告をしなければならない。				
代表者氏名		4 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第13項の報告とすることができる。				
鳥獣等の種類及び数量 ハクビシン 2頭		報 告 欄				
目 的 農業被害拡大防止						
区 域 奥州市●●3番地地内		捕獲等又は採取等した場所 奥州市●●3番地地内	鳥獣等の種類 ハクビシン	捕獲等又は採取等した数量 2頭	処置の概要 一般廃棄物として焼却	備考
方 法 わなによる捕獲		捕獲実績を記入してください。				
捕獲等又は採取等の後の処置 一般廃棄物として焼却処分						
条 件 ・垣、柵その他これに類するもので囲まれた敷地内で捕獲を行うこと。 ・わなは、縦・横・高さの合計が180cm以下のものを使用すること。 ・わなには、標識を設置すること。 ・ハクビシン以外の動物を捕獲した際は、速やかに放獣すること。						

※実績報告は許可証の報告欄に記入してください。

※許可証、腕章等の返却窓口は、本庁生活環境課または各総合支所地域支援グループです。